帝人製吸着型酸素濃縮器等借入仕様書

１　契約件名

帝人製吸着型酸素濃縮器等の借入

２　契約期間

２０１５年4月1日から２０１６年3月３１日まで

３　予定数量、形式及び納入方法等

品名	予定数量	形式等	納入方法(備考)
吸着型 酸素濃縮器	520 個	別紙のとおり	処方指示書により指定された機器1個を納入し、下記を付属させること。 ・ 延長チューブ（20 メートル以内） 2 本 ・ カニューラ 4 本 ・ フィルター 1 組 ・ 水トラップ 1 本（但し、当院院長が必要と認めた場合に限る）
携帯用 酸素ボンベ	520 個		在宅療養指示カードにより指定された機器 2 本を納入し、下記を付属させること。 ・ 流量設定器 1 個 ・ カニューラ 1 本 ・ キャリーカート及びキャリーバッグ各 1 個又はリュック 1 個
デマンド バルブ	520 個		（気管切開者及びその他必要としない者を除く）
酸素濃縮器 モニタリング システム	520 個		ペースメーカー使用者及びその他必要としない者等を除きすべての者に付属させること

４　納入場所

東京逓信病院長が指定した場所

なお、使用者の旅行先等（一部離島を除く日本国内に限る）に、本装置を届ける等の業務は、この契約に含まれるものとし、その際には、旅行先にも通常使用しているものと同形式の機種を設置すること。

おって、本項なお書き以下の業務は、別途定める様式に従い、患者及び主治医等の確認を得た上で納入すること。

５　納入方法

当院院長が発行する処方指示書により指定された場所に設置し調整を行った上、取扱説明書とともに患者に対し使用方法、障害時の措置方法等を十分指導の上納入すること。

また、納入する機器はすべて清潔かつ完全消毒済みで機器保守を充分施したものとし、使用時の安全確保に係る対策を確実に講じること。

なお、納入後は報告書を作成の上、後日遅滞なく東京逓信病院長に提出すること。

おって、納入後には主治医の指示により、看護師の資格を持つ者が訪問のうえ指導できる体制であること。

６　障害時の機器保守

酸素残量不足、機器の作動不良及びその他機器の使用に支障が発生した場合は、東京逓信病院長の指示により速やかに保守員を派遣し、機器を正常に復旧すること。

また、２４時間３６５日連絡がつながるコールセンターを持つこと（留守番電話対応不可）。コールセンターで対応するオペレーターは十分な知識と技能を持った専任者とし、定期的な研修を受けること。派遣する保守員はトラブルに備え十分な知識と技能を持った専任者とし、派遣は２４時間体制で行うこと。

なお、復旧後は報告書を作成の上、後日遅滞なく東京逓信病院長に提出すること。

おって、この場合の費用は、すべて受託者の負担とする。

７　定期機器保守

６か月に１度、前項の保守員による定期点検を行うこと。

なお、定期点検後は報告書を作成の上、後日遅滞なく東京逓信病院長に提出すること。
おって、定期点検において消耗品及び基幹部品の交換等が発生した場合は、すべて受託者の負担とする。

８　災害時の対応

(1) 地震などの災害に備え社内に災害対策マニュアルを整備していること。
(2) 緊急時に備え酸素ボンベの備蓄基地をもち、被災期間中に被災地を支援できる全国規模のネットワークを持つこと。
(3) 災害時の患者所在・状況特定に備え災害対応支援マッピングシステムを持ち迅速に安否確認ができること。また、東京逓信病院長の指示により安否確認の結果を報告書で提出すること。
(4) 広範囲に及ぶ被災等に備えコールセンターは全国に２拠点以上持つこと。
(5) 停電時や混雑時に備え全国全ての営業拠点にバッテリー付き電話機と衛星電話システムを持つこと。

９　納入時の遵守事項

機器を設置する等の理由により東京逓信病院長の指定する場所に立ち入る場合は、立ち入る者に身分を証明できるものを必ず携行させ、必要に応じて提示すること。

１０　個人情報の保全に関すること

(1) 再委託の制限又は条件に関する事項
受託者は、本件受託業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、事前に個人情報の管理方法について定められた受託者と本業務に関わる業者（第三者）との間の覚書（本仕様書の個人情報に関する取扱い及び別紙、適合証明書を満たす内容のもの)、社内取扱規定等の書類を医事課窓口企画係（以下、「主管係」という）に提出し、承認を得た上で受託した作業を実施すること。
なお、個人情報に関する取扱いについては、受託者及び事前に主管係において承認された本業務に関わる業者間のみで取り扱うこと。
(2) 個人情報の漏えい等の事案発生時における対応に関する事項
本件業務において個人情報の漏えいが発生した場合、受託者は即時に原因等を究明し対応の上、併せて主管係へ該当事由が発生した日時、場所等の内容及び対応状況を直ちに報告することとし、主管係が指示する場合はその指示に従うこと。
(3) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
受託者は、契約の履行に際して管理していた個人情報については、受託作業終了後、直ちに個人情報が記録されている媒体を返却するとともに、主管係の承認を得た場合を除き、個人情報を複製していない旨の証明書（様式適宜）を主管係へ提出しなければならない。
なお、受託者において主管係の承認を得て個人情報をパソコン等に登録している場合は、委託作業終了後、受託者は直ちに一切のデータを消去し、データ消去に関する報告書（様式適宜）を主管係へ提出すること。
(4) 管理体制等の監査
受託者は、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況について、書面の提出等当院が求める監査方法に従い、速やかに監査に応じなければならない。
(5) 秘密保持義務の遵守
受託者は、労働者が受託業務遂行に際して知り得た個人情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出してはならないようにするため、労働者に対して個人情報の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。
なお、受託期間終了後においても同様とする。

１１　その他

(1) この仕様書における詳細及び明らかにされていない点については、主管係（03-5214-7021）の指示によること。
なお、請求に係る患者リストを翌月の３営業日までに主管係（03-5214-7021）あて提出すること。
(2) 当社の業務に従事する労働者に対し、公益通報者保護法に係る通報窓口について当社指定の周知文を受領したことを確認の上、当該周知文を用いて周知に努めること。

別紙

吸着型酸素濃縮器形式等

1　吸着型酸素濃縮器

※据置型と携帯型の両方、バッテリー内臓型、リモコン付きの濃縮器がラインナップにあること

・ハイサンソ（２U）
・ハイサンソ（３R）
・ハイサンソ（３S）
・ハイサンソ（TO－９０－３E）
・ハイサンソ（TO－９０－３Ex）
・ハイサンソ（TO－９０－３N）
・ハイサンソ（５FX）
・ハイサンソ（５E）
・ハイサンソ（５S）
・ハイサンソ（７R）
・ハイサンソ（TO－９０－７H）
・マイルドサンソ（TO－４０S）
・ハイサンソポータブルα

2　酸素ボンベ容器

・ウルトレッサS
・ウルトレッサM
・ウルトレッサCM
・ウルトレッサL
・ウルトレッサCL
・ウルトレッサLL
・ダイキン
・L７X
・(株)旭製作所製ボンベ
・ラックスファー

3　デマンドバルブ

※同調流量最大７L/分相当まで対応できるものがあること

・サンソセーバーⅡ
・サンソセーバーeⅢ
・サンソセーバー５

4　酸素濃縮器モニタリングシステム

・TOMS

酸素濃縮器モニタリングシステムを付属させた機器については、２４時間体制で機器の運転状態を監視し、障害等の監視を行うこと。モニタリング項目には、カニューラ折れ等の運転状況・酸素濃度・運転時間・酸素流量を含むこと。カニューラ折れが一定時間にわたって解除されない場合や機器の性能が低下した場合は、モニタリングシステムから警報が発信されるようになっていること。医師の指示があった際には、データとして提出すること。据置型の濃縮器全台に付属できること。